

## ☑ 被災証明書の受付は 3 月 30 日まで

平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害の被災証明書発行について、証明書の受付（2 次調査含む）を 3 月 30 日（金）までとします。

■受付時間…平日 8 時 30 分～ 17 時 15 分

■受付場所

・市税務課（本庁 1 階） ・朝倉支所市民窓口係（1 階） ・杷木支所市民窓口係（1 階）

※詳しくは、広報あさくら平成 30 年 2 月 15 日号をご覧ください。

☎ 市税務課（内線 61-158、161、166）

## ☑ 支援物資を配布します

豪雨災害で被災した世帯を対象に、企業や団体、個人などから寄贈された支援物資を次のとおり無料で配布します。

■日時…3 月 25 日（日） 10 時～ 16 時

■場所…朝倉地域生涯学習センター AV ホール

■配布物資…テレビ（中古品）、米、洗剤、生活用品類、カセットコンロ（中古品）、古着 など

■数量…テレビ（3 台）、米（100 袋）、その他（各 20 個程度）※1 世帯 1 品目 1 個まで。無くなり次第終了。

■配布方法…テレビは抽選、その他は先着順。

■持ってくるもの…本人確認できるもの（運転免許証など）

☎ 市防災交通課（内線 61-109）



## ☑ 被災家屋撤去 平成 30 年度の申請受付期間と受付窓口

【平成 30 年度の被災家屋撤去申請受付は 7 月 31 日（火）まで】

■受付期間…4 月 2 日（月）～ 7 月 31 日（火）

※ 8 月以降に受付期間を延長するかどうかは、申請状況を見ながら検討します。

【申請受付窓口を変更します】

朝倉支所 1 階の「住宅相談窓口」は、3 月 30 日（金）で閉鎖します。4 月 2 日からは、朝倉支所 1 階の市民窓口係で環境課職員が被災家屋撤去の相談・申請受付を行います。

杷木支所 1 階の「住宅相談窓口」は、今までどおり継続します。

■窓口…平日 9 時～ 16 時

※大規模半壊家屋を全部撤去する予定で、まだ申請書を提出していない人は、早めにご提出ください。

※自費撤去を検討中の人は、事前に窓口へご相談ください。

☎ 朝倉支所住宅相談窓口（☎ 52-2021）、杷木支所住宅相談窓口（☎ 63-3077）、市環境課家屋・土砂流木等対策係（内線 62-323）

## 広報あさくら復興ニュースを随時発行していきます

**復** 興ニュースでは、今後広報あさくらの発行に合わせて、復旧・復興に向けた市の取り組み状況とその進捗状況などを随時お知らせしていきます。平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害に関する支援情報は、引き続き「広報あさくら」、「市ホームページ」などでもお知らせしていきます。

# 中小企業復興支援 (利子補給補助・ものづくり補助金制度)

## 【中小企業復興支援の利子補給補助申請は3月30日まで】

市では、平成29年7月九州北部豪雨で被災した中小企業者等の支援策の一環として、各種融資・貸付制度を利用している事業所を対象に平成29年分(7月～12月分まで)の利子補給を行っています。

### ■対象融資

- (1) 福岡県中小企業振興資金制度(知事指定災害分・緊急特別融資枠)
- (2) 日本政策金融公庫災害復旧貸付制度(中小企業事業・国民生活事業)
- (3) 商工組合中央金庫災害復旧貸付制度(小規模企業共済災害時貸付事業含む)

■補給内容…前年に支払った利子額の全部または一部を、融資実行から最大5年間補給

※制度により補給内容が異なるので、詳しくはお問い合わせください

■必要書類…①補助金交付申請書(様式第1号) ②滞納がない証明書 ③償還表(返済予定表)の写し ④金銭消費貸借契約書の写し ⑤補助金交付請求書(様式第3号)

■申請期限…3月30日(金) 期限厳守

■受付場所…市商工観光課商工労働係(朝倉支所1階)

問 市商工観光課 (☎ 52-1428)

## 【ものづくり補助金(通称)制度】

国では、中小企業・小規模事業者が認定支援機関(商工会議所や商工会、市内金融機関など)のサポートで、生産性向上に資する革新的サービス開発・生産プロセスの改善のための設備投資等費用を支援する「ものづくり補助金」の制度を設けています。

■対象…市内の中小企業者・小規模事業者

### 【補助内容】

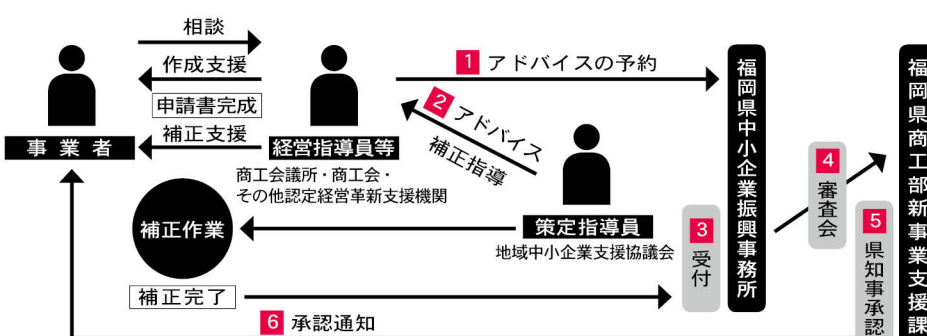
	補助上限額	補助率
①一般型	1千万円	1/2
②小規模型	500万円	小規模事業者 2/3、その他 1/2

※①は経営革新計画を新たに申請し、承認を受けた場合2/3に引き上げあり  
 ※①②ともに、必要な専門家を活用する場合、補助上限額30万円増額あり

### 【個別相談会】

ものづくり補助金の申請を検討している人(事業所)、「ものづくり補助金申請に併せて経営革新計画作成を希望する人(事業所)」向けの個別相談会を開催しています。3月の開催は下記日程表のとおりです。

### ▶▶ 経営革新計画の作成から承認までの流れ



- 1 アドバイスの予約(随時)
- 2 アドバイス(随時)
- 3 受付(随時)
- 4 審査会[翌月15日ごろ(当月末までの受付分)]
- 5 県知事承認(翌月末)
- 6 承認通知(月初送付)

完成した承認申請書は、県の中小企業振興事務所で受け付けます。  
 申請の前に、経営革新計画策定指導員によるアドバイスを受ける必要があります。

### ■制度に関する問合せ・個別相談会申込窓口

- ・福岡県久留米中小企業振興事務所  
(☎ 0942-33-7228)
- ・朝倉商工会議所 (☎ 22-3835)
- ・朝倉市商工会 朝倉本所 (☎ 52-0021)
- ・朝倉市商工会 杷木センター (☎ 62-0473)

※詳しくは、上記相談先へお問い合わせください。

### 【個別相談会日程】

期日	時間	場所
3月13日(火)	① 10時～10時50分	朝倉商工会議所 (甘木 955-11)
	② 11時～11時50分	
	③ 13時～13時50分	
3月14日(水)	④ 14時～14時50分	朝倉市商工会(本所) (宮野 2053-2)
	⑤ 15時～15時50分	